



2008. May 5 月号  
 発行日：平成 20 年 5 月 1 日  
 発行：東京税理士会  
 情報システム委員会  
 題 字：金井塚 清 (豊島)

## 電子記録債権実現に向けての要望 (その2) 下請法の見直し

今月号も前回に引き続き、電子記録債権法について関係者よりご提供いただいた記事を掲載いたします。今回は下請法についてです。

私も税理士関与の事業者は、概して代金の受払に公正取引委員会を意識することは少ないかと思いますが、元請け←→下請け間で取引の代金を授受するについて、実は独占禁止法の規定が大いに関わっていること、そしてこのことが新たな制度の実現に向けて考慮されなければならない、というのが今回のお話です。

### 1. 下請法とは

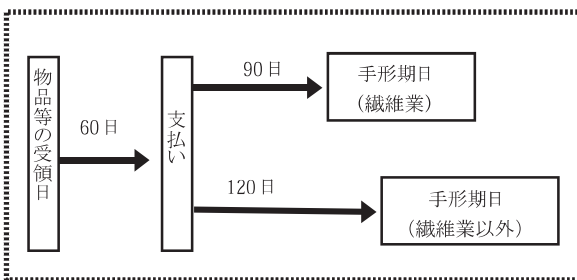
前稿では、電子記録債権が普及していくためには、会計制度の見直しが不可欠であることについて言及した。今回は、会計制度とならび重要な検討課題と考えられる下請法について、言及したい。

まず、「下請法とは何か」から述べていこう。

下請法 (正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」、以下「下請法」) とは、下請代金の支払遅延を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正にし、それによって下請事業者の利益を保護することを目的に昭和 31 年に制定された法律である。

独占禁止法で禁止されている不公正な取引方法に該当する下請取引における親事業者の優越的地位の濫用行為等を下請法でより迅速かつ効果的に規制するためのもので、下請法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する独占禁止法の特別法との位置づけにある。併せて、中小企業の保護の観点から、中小企業基本法の法体系内にも位置づけられている。

#### 【下請法上の支払いの考え方】



### 2. 電子記録債権流通の条件

一方で、下請法上、電子記録債権が、現金と同等と公正取引委員会が解釈するか否かで、電子記録債権の有効なビジネスモデルとされる「手形代替」や「一括決済サービス」を、債務者たる支払企業が本当に利用するかどうかが決まってくる。

つまり、今回の電子記録債権法は、10年ほど前に貸し渋りで苦渋を舐めた中堅・中小企業の代表たる商工会議所の強い要望によって、実現した法律とも言われており、電子記録債権での支払いを希望する中堅・中小企業が本当にこの新たな支払い手段によって、支払を受けるためには、下請法上、電子記録債権が、現金同等との解釈がなされることが不可欠である。

そこで、中堅・中小企業の声を反映させるべく、昨年6月、共産党を除く与野党が団結して参議院財政金融委員会の附帯決議として、「電子記録債権が普及するためには、とりわけ債務者である大企業などの

協力が不可欠であるため、その利用が図られるような環境整備に努めること」と定め、下請法上も、電子記録債権が現金同等の取り扱いが可能となるよう関係省庁による早期の検討を促した経緯にある。

現行下請法は、適切な「支払い手段」として個別取引を特定しているわけではなく、原則的な支払手段は、「現金」と定めているのみである。その他の支払手段については、現金同等の支払手段であるかどうか、現金以外の支払い手段によって、下請事業者が不利益を被らないかどうか基本的な視点として、実質判断することとなっている。

手形や一括決済サービスが下請法上、債権者たる下請企業への支払い手段として認められているのも、現金と同等との解釈が公正取引委員会 でなされたからである。

手形と極めて類似する電子記録債権についても、この基本的な視点から十分説明が可能ではないかと考えられる。

### 3. 電子記録債権の特性

下表のとおり、電子記録債権は、下請企業にとって、手形に比べて使い勝手が向上することはあれ、使い勝手が劣後することは殆どなく、現金同等以上の利便性を享受できることが判る。

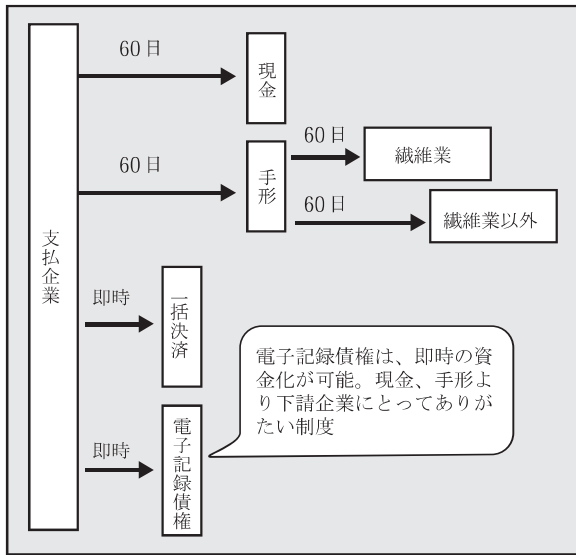
つまり、手形の場合と同様に、電子記録債権は「原因債権と別個の債権」と整理されており、発生・譲渡 (含む裏書譲渡) については手形と同じ考え方である。また、善意取得や抗弁権の切断も、手形と全く同じである。

#### 【電子記録債権と手形、一括決済との比較】

	電子記録債権	手形	一括決済
発生	記録機関へ申請	手形交付 (捺印、手交)	金融機関へデータ送信
譲渡	記録機関へ申請	裏書交付 (捺印、手交)	金融機関へデータ送信 (※)
消滅	期日に債務者口座から引き落とし	期日に債務者口座から引き落とし	期日に債務者口座から引き落とし
支払期限	手形的利用の場合は手形に準じる	現債権の支払期日から120日 (繊維業は、90日)	現債権の支払期日から120日 (繊維業は、90日)
善意取得	認められる	認められる	特に規定なし
人的抗弁	切断される	切断される	特に規定なし
割引	他金融機関でも可能	他金融機関でも可能	不可
利用環境	振出:PC 受取、譲渡: PC,FAX	特になし	振出:PC 受取、譲渡: PC,FAX
可視性	高い (原簿閲覧可能)	高い (手形交付)	低い

ペナルティの設定についても、電子記録債権法における支払い不能ルールは、現行手形交換制度における不渡り処分制度が民間の自主ルールであることを踏まえて法制化はされなかったが、参議院財政金融委員会の附帯決議において、「・・・取引参加に当たっては、本人確認の徹底及び悪質業者等の排除、債権の期限に支払えない債務者への対応措置の検討を行うこと等により取引全体の安全性と健全性の確保に努めること」と決議され、関係者による検討が求められているところである。

【支払企業の主な支払手段と支払サイト】



4. 電子記録債権の定着に向けて

以上のように、利用者たる支払企業や納入企業の声を研究会や審議会を通じて最大限に反映した電子記録債権は、手形や振込（現金）に代替する支払い手段となるよう関係省庁で議論されてきた経緯にあり、制度の建付け上、手形や振込（現金）などの各々の良いところ取りをした制度となっている。

しかしながら、より使い勝手の良い支払い方法が出来上がっても、支払い方法を規制する法律が整備されなければ、片手落ちであり、経済界や金融界の熱い期待や当局関係者の苦労は無に帰してしまふ。

下請法関係当局による早期の対応が望まれるところである。

前稿でも述べたように、電子記録債権制度は、資金調達術が年々狭められ、決して楽ではない中小企業の金融環境の閉塞感を打破するために議論、検討されてきたものである。

関係当局の一部では、「制度が普及した時点で下請法の見直しをすれば良い」との問題先送り、あるいはニワトリか卵の議論がなされているとも噂されており、経済の健全なる発展を真剣に模索する経済界や金融業界などから、関係当局の旧態依然たる姿勢を不安視する声が開かれているのが実情である。

実際に、債務者たる支払企業が電子記録債権を活用するか否かは、下請法対応がなされるかどうかにかかっているとされており、関係当局への期待感が高い。



# 東京税理士会会員向け IT研修会のご案内

東京税理士会情報システム委員会

1. IT研修・研修内容及び費用

- ① Word入門 全6時間
  - 【内容】パソコン操作の基本となる文字入力、変換、文書編集、保存、印刷の基礎を習得する。
  - 【受講の基準】日本語入力やマウスの操作も含めて、まったくパソコン操作経験のない方向けの研修（※1）
  - 【費用】13,650円（受講料・教材費・消費税込み）
- ② Excel入門 全6時間
  - 【内容】表計算の基本となるデータ入力、表作成、四則計算、関数計算、グラフ作成、保存などの操作を習得する。
  - 【受講の基準】パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、Excelなど表計算機能は経験ない方向けの研修（※1）
  - 【費用】13,650円（受講料・教材費・消費税込み）

※1・・・受講の基準は、目安に過ぎないので、自由にご希望の研修をお申込できます。

◆◆会員向けIT研修の申込みについて◆◆

パソコン等の研修事業を実施している「中野キャリアスクール」の協力のもと、主にパソコン操作方法等に関して初心者を対象とした「会員向けIT研修」を開催しております。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局総務課までTEL又はFAXでご連絡下さい(書式は何でも結構です)。折り返し、申込み手順、申込み用紙、研修教室地図について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

東京税理士会事務局総務課 連絡先 TEL 03-3356-4461 FAX 03-3356-4469

- ③ インターネット入門 全3時間
  - 【内容】インターネットの利用方法、ホームページ検索、閲覧、電子メールの送受信方法を習得する。
  - 【受講の基準】パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、電子メールとインターネットは経験ない方向けの研修（※1）
  - 【費用】10,500円（受講料・教材費・消費税込み）
- ④ セット講座（全4コース）
  - 【内容】上記、①Word入門、②Excel入門、③インターネット入門を組み合わせる受講し、パソコンの全般的な操作方法を習得する。
  - 【受講の基準】①Word入門、②Excel入門、③インターネット入門と同様。
  - 【費用】A: ①Word入門+②Excel入門・・・25,200円  
B: ①Word入門+③インターネット入門・・・21,000円  
C: ②Excel入門+③インターネット入門・・・21,000円  
D: ①Word入門+②Excel入門+③インターネット入門・・・35,700円  
(受講料・教材費・消費税込み)

2. 研修日程表及び研修場所について

①Word(6時間)コース						②Excel(6時間)コース						③インターネット(3時間)コース							
曜日		月・火曜日		水曜日		曜日		月・火曜日		水曜日		曜日		水曜日		金曜日			
時間		*1日3時間,2日間コース		*1日6時間コース		時間		*1日3時間,2日間コース		*1日6時間コース		時間		*夕方から実施するコース		*午後から実施するコース			
		17:00~20:00		10:00~17:00(11休)				17:00~20:00		10:00~17:00(11休)				17:00~20:00		13:00~16:00			
場所		新宿 中野		新宿 中野		場所		新宿 中野		新宿 中野		場所		新宿 中野		新宿 中野			
月		実施日		講座NO		月		実施日		講座NO		月		実施日		講座NO			
6月		2日・3日		5 35		4日		63 83		6月		9日・10日		105 135		11日		163 183	
		16日・17日		6 36								23日・24日		106 136					
7月		7日・8日		7 37		9日		64 84		7月		14日・15日		107 137		16日		164 184	
		28日・29日		8 38								28日・29日		108 138					
																6月		11日	
																25日		203 213	
																27日		234 277	
																25日		204 214	
																11日		235 277	
																25日		236 278	
																25日		204 214	
																25日		236 278	

3. しっかりマスターコース内容および費用（「会員向けIT研修」よりもさらにしっかりマスターしたい会員向けの講座）

全コース「フリータイム予約制」となっており、各自の進度にあわせてきめ細かい指導を受けられます。但し、指定された有効期間内の受講となりますので、その期間内で全時間消化していただくことになります。具体的な受講手続き、場所等の詳細につきましては、中野キャリアスクール新宿エルタワー校（TEL 03-3340-3915）へ直接お問い合わせ下さい。

- ◆受講コース名:学習時間内で各自の進度・ペースに合わせた実習を行うことができます。(但し、教材費・消費税別)
- ◆16Hコース ※全16Hを1ヶ月以内に受講 33,600円
- ◆32Hコース ※全32Hを2ヶ月以内に受講 66,400円
- ◆48Hコース ※全48Hを3ヶ月以内に受講 96,000円
- ◆64Hコース ※全64Hを4ヶ月以内に受講 128,000円
- ◆96Hコース ※全96Hを6ヶ月以内に受講 168,000円

◆受講内容:学習時間内で以下の内容を、ご希望の順序で学習いただけます。

Word初級	基本操作をマスターし、一般的な文書作成ができるように学習します。
Excel初級	基本操作をマスターし、一般的な表作成及び基本的なグラフ作成ができるように学習します。
インターネット初級	インターネットのホームページ閲覧、検索、メールの送受信の基本、添付ファイルの作成を学習します。